



第2510地区 第11グループ  
函館東ロータリークラブ

# 会報

第3169回 9月10日(火) 2024~2025

本日のプログラム

「クラブ運営費の現状説明と会費について」

平井 喜一 会長/番場 優 幹事

次週のプログラム 9月17日(火)・24日(火)

「祝日週休会」

- 例会場/ホテル函館ロイヤルシーサイド TEL(0138)26-8181(代)
- 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/函館市新川町1-24 R4TM新川町2F  
TEL(0138)23-3870 FAX(0138)22-2251
- 会長/平井喜一
- 副会長/今井義憲
- 会長エレクト/安裕一郎
- 幹事/番場優
- 副幹事/照井啓太
- 友好クラブ/  
長崎東ロータリークラブ

## つなぐ未来へ

2024~2025年度 会長 平井 喜一



第3168回例会 2024年9月3日(火) 天候 晴

月間テーマ ロータリーの友月間

■ロータリーソング 奉仕の理想

■司会 平井 喜一 会長

■今月の誕生日

1日 佐藤真一 会員

■今月の結婚日

6日 吉川 会員

■ビジター

函館RC 原 一彰 氏

■会長報告

1、新会員紹介

角田 真一 氏

(カクタ シンイチ)

推薦者: 照井 会員



■幹事報告

1、函館ロータリークラブより青少年交換留学生歓迎会のご案内: 国際ロータリー第2510地区青少年交換留学生エミール・マセレジアン君の歓迎会を9月19日(木)の例会内で行います。点鐘は12時30分、会場は函館国際ホテル。

ビジター料3,000円。参加ご希望の会員は9月9日までに幹事、番場までご連絡ください。

2、他クラブ例会変更: 9月9日(月)函館亀田RC、13日(金)函館五稜郭RC共に夜間例会となります。

3、例会終了後、理事会を開催いたします。

## 「定額減税について」

近藤 憲昭 会員



定額減税とは?

1 所得税の定額減税 ← 開始済、今年限りの措置

(1) 令和6年6月1日以降、毎月の給与計算

(2) 年末調整

2 個人住民税の定額減税 ← 令和6年分より実施済

所得税と住民税の違い

↑

↑

現年所得 前年所得 ← 課税方式も違う・賦課課税

3 定額控除しきれない場合は、どうするのか?

## 定額減税 どういう目的? (令和5年11月2日 閣議決定)

- 1 賃金上昇が物価水準に追いついていない国民の負担を緩和するため、・・・一時的な措置として、国民の可処分所得を直接下支えする所得税・住民税の減税を行う。
- 2 過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加。税収増を納税者である国民にわかりやすく「税」形で直接還元する。

## 定額減税⇒結局、いくら減税になるの?

- 1 所得税  
⇒ 本人 3万円  
配偶者・扶養親族 1人 3万円
- 2 住民税  
⇒ 本人 1万円  
配偶者・扶養親族 1人 1万円  
※住宅ローン控除後の税額から減額→引ききれない場合は?

## 年金と給与所得がある場合(国税庁Q&A)

【問2-3】厚生労働大臣等から公的年金等の支払を受ける人は、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けませんが、その人についてもその主たる給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けるのですか?

【答】公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになります。

なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との清算が行われることとなりますが、重複控除されていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません。

## 非課税世帯 や引き切れない人は? (別紙 参照)

- 1 令和5年度住民税均等割非課税世帯 ⇒ 10万円給付済
- 2 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 ⇒ 10万円給付済
- 3 令和6年度住民税均等割非課税世帯  
に新たになる世帯 ⇒ 10万円給付
- 4 令和6年度住民税均等割のみ課税  
に新たになる世帯 ⇒ 10万円給付

## 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付（函館市定額減税調整給付金）

- ・対象と見込まれる人には、令和6年7月に支給要件確認書を郵送
- ・支給要件確認書の返送又はオンライン申請  
→ 市から給付

【支給対象者】(1) かつ (2)

- (1) (定額減税可能額) > (令和6年分推計所得税額)  
又は  
(定額減税可能額) > (令和6年分個人住民税所得割額)
- (2) 合計所得金額が 1,805万円以下の人

※ 不足が生じる場合には、追加で不足額の給付を行う。

### 所得税の定額減税の実施方法

定額減税は、所得の種類などに応じて、原則として次の方法により実施（控除）されます。

#### 給与所得者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の給与等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。  
※ 各人の定額減税額は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等に基づき決定します。  
令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以後、年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整を行います。

#### 公的年金等受給者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の公的年金等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

#### 事業所得者・不動産所得者等に対する実施

##### 【確定申告における控除】

- 原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に、所得税の額から定額減税額を控除します。

##### 【予定納税における控除】

- 予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）<sup>(注1)</sup> から本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。  
<sup>(注2)</sup> 特別農業所得者（農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方）については、第2期分予定納税額（11月）となります。
- 同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続きにより第1期分予定納税額又は（第1期分予定納税額から控除をしなくてもお控除しきれない部分の金額が）第2期分予定納税額から控除されます。

	減額申請の期限	納期限（振替日）
第1期分予定納税	令和6年7月31日（水）	令和6年9月30日（月）
第2期分予定納税	令和6年11月15日（金）	令和6年12月2日（月）

- 確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

### チャットボットのご案内（R6.5.現在）

- ▶ 税務相談チャットボット  
所得税などのご質問に「**税務職員ふたば**」が回答します。
- ▶ 国・地方共通相談チャットボット（デジタル庁・総務省）  
個人住民税などのご質問に「**Govbot（カブット）**」が回答します。



R6.6

## 令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。  
このリーフレットでは、定額減税の概要についてご案内いたします。  
なお、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)では国税庁が提供する定額減税に関する様々な情報を入力・閲覧できますのでこちらもご覧ください。



### 定額減税の概要

#### 定額減税とは

「定額減税」とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族（注1、2）	1人につき3万円	1人につき1万円

※ 本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者（納税）である方に限ります。

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。それ以外、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それそれの税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、[内閣府ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」](#)をご覧ください。



（注1）同一生計配偶者とは、令和6年12月31日（納税者が年中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の時点で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、年間の合計所得金額（納税者）が48万円以下の人をいいます。  
（注2）扶養親族とは、令和6年12月31日（納税者が年中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の時点で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

#### 所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額<sup>(注1)</sup>が1,805万円以下である居住者<sup>(注2)</sup>の方が対象です。

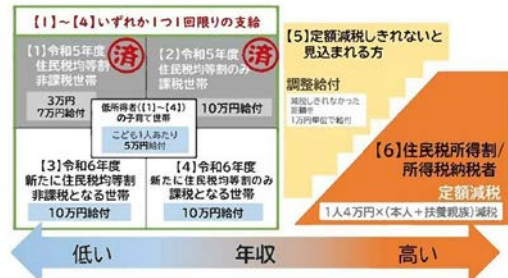
※ 給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下<sup>(注3)</sup>である方です。

- （注1）合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除の上乗せ所得等の課税所得や株式等譲渡所得などの合計額をいいます。
- （注2）居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続き1年以上住所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象とはなりません。
- （注3）年齢23歳未満の扶養親族を有する方や、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方が「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合には、2,015万円以下となります。

所得税の定額減税の実施方法については裏面をご覧ください。



### 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置



唐津市役所ホームページより  
<https://www.city.karatsu.lg.jp/fukushi/fukushi/r6aratana.html>  
アクセス日 2024.9.2

## ニコニコボックス

平井会長 角田真一さん函館東RCへようこそ。よろしくお願ひ致します。

番場幹事 近藤先生、今日はよろしくお願ひします。  
森元会員、小野会員、三輪会員、宮崎あけみ会員、近藤会員、吉村会員、安保会員、佐藤美子会員、吉川会員、照井会員、新保会員、今井会員、宮崎徳三郎会員、野呂会員、松山会員 月初めです。

安田会員 タイの車イス寄付事業、一緒に行きませんか。

松井会員 近藤会員、卓話宜しくお願ひします。

黒島会員 新会員の角田さん、これからよろしくお願ひします。

### ■広告料

(有)雄喜フラワーデザインスタジオ 佐藤雄喜会員

■ニコニコBOX達成率(目標 1,200,000円)

・本日42,000円 総額276,000円(達成率23.00%)  
ニコニコBOXで頂いたお金は、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕委員会等の資金となります。ご協力よろしくお願ひ致します。

### ■出席報告

・9月3日(火) 会員36名中 出席22名(欠席14名)



### 本日の昼食メニュー

### 中華弁当



### 市内他クラブ プログラム

- 9月12日(木) 函館RC 卓話
- 9月13日(金) 函館五稜郭RC 夜間例会
- 9月16日(月) 函館亀田RC 祝日休会

◆ テレフォンサービス 26-3170 ◆

## (株)函館フーズプランニング

高野 信子 会員

本町4-7 電話 53-1146

## (有)照井商店

照井 啓太 会員

中道1丁目5-15 電話 52-2088